

継続的専門能力開発(CPD)認定登録書(参加学習型)

プログラム番号	—
教育形態	研修会
プログラム名	管理者研修会
主催者(団体)	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団(以下「財団」)
協賛・後援	共催:全国専修学校各種学校総連合会、全国専門学校協会(全専各連・課程別設置者別部会) 文部科学省「専修学校教育研修活動補助事業」(国庫補助事業) ※別紙1「教育研修活動費補助金(私立学校教員研修費等補助)交付要綱」、令和3年度(実績)の別紙2「開催案内」、別紙3「実施要項」を参照。
開催日程	不定期(オンラインでの開催) ※今年度の日程は未定。 ※令和3年度(実績)は別紙3「実施要項」(日時)を参照。
総時間	原則として3時間半以上(年度の講演内容により時間は不定) ※令和3年度(実績)は約2時間(別紙4「タイムテーブル」を参照)。
開催場所	(オンライン)
対象者	○受講資格は専修学校運営責任者 ○原則として財団の都道府県支部に加盟する学校に所属する者(開催案内は財団から全国の支部加盟校に送付)。 ※令和3年度(実績)は別紙3「実施要項」(対象)を参照。
定員	実施する年度・会場より異なるが、概ね200名程度。 ※令和3年度(実績)は別紙3「実施要項」(定員)を参照。
題目	上記『プログラム名』と同様。
プログラム(次第)	年度により異なる。当該年度ごとに専修学校教育等において重要なテーマを設定する。 ※令和3年度(実績)は別紙2「開催案内」、別紙4「タイムテーブル」を参照。
内容	○専修学校の制度や教育、人材育成や能力開発等に関する関係府省庁の振興方策等についての行政説明。 ○職業教育・キャリア教育に関する調査研究成果や成功事例等についての学識者や学校関係者等による報告。 など ※今年度のテーマは未定。 ※令和3年度(実績)は別紙2「開催案内」、別紙4「タイムテーブル」を参照。
プログラムの目標	学校経営その他運営等の一助となる情報を伝達し、また、各学校間の教育の振興・充実を図ることを目的とする。 ※令和3年度の具体的な記載は別紙2「開催案内」を参照。

CPD点数	10点
料金	財団の都道府県支部の加盟校1名1,500円、その他の学校1名3,000円
備考(問い合わせ先)	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 事務局 総務課 TEL:03(3230)4814 FAX:03(3230)2688
詳細URL	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団の研修研究事業を紹介するページのURLは以下のとおり。 https://www.sgec.or.jp/index_new.cgi

教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱

昭和59年	1月31日	文部大臣裁定
昭和59年	12月24日	一部改正
昭和60年	7月8日	一部改正
昭和61年	4月5日	一部改正
昭和62年	5月21日	一部改正
平成2年	2月5日	一部改正
平成3年	8月23日	一部改正
平成9年	4月1日	一部改正
平成10年	4月8日	一部改正
平成13年	1月6日	一部改正
平成24年	4月1日	一部改正
令和2年	12月25日	一部改正
令和4年	3月25日	一部改正

（通則）

第1条 教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、一般財団法人日本私学教育研究所及び一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、もって我が国の私立学校の中等教育及び専修学校教育の振興に資することを目的とする。

（交付の対象及び補助金の額）

第3条 文部科学大臣は、補助事業者が補助事業を行うに要する経費のうち、補助金交付の対象として別表に掲げる文部科学大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の定額とする。

（申請手続）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による補助金交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 文部科学大臣は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式2による補助金交付決定書を補助事業者に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受

けた日から15日以内にその旨を記載した取下書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で効果をあげようよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助対象経費の区分ごとに配分された額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式3による計画変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

2 文部科学大臣は、前項の承認をするときには、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、その旨を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を記載した遅延報告書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について文部科学大臣の要求があったときは、速やかに別紙様式4による状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止を受けた日を含む。）から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期限までに、別紙様式5による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 文部科学大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金の支払は、原則として前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（別紙様式6）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 文部科学大臣は、次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令、若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 文部科学大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第17条 施行令第13条第4号及び第5号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

- 2 施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して文部科学大臣が別に定める期間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類等を、補助事業の完了の日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第19条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学大臣に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第20条 文部科学大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文部科学大臣は補助事業者に対し到達確認を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年度の補助金から適用する。
- 2 教員研修事業費等補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱（昭和53年12月4日文部大臣裁定）は廃止する

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別 表

補助事業者	補助事業 (第2条関係)	補助対象経費 (第3条関係)	軽微な変更 (第8条関係)	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
一般財団法人日本私学教育研究所	初任者研修事業	<p>初任者研修事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区別研修会費 研修会に必要な旅費、諸謝金、会議費、借損料、雑役務費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費等で文部科学大臣の認めるもの。 ○全国研修会費 研修会に必要な旅費、諸謝金、会議費、借損料、雑役務費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費等で文部科学大臣の認めるもの。 ○洋上研修参加旅費 対象教員を洋上研修に参加させるために要する経費のうち、上京旅費、洋上研修旅費 ○指導教員連絡協議会費 連絡協議会に必要な旅費、会議費、借損料、雑役務費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費等で文部科学大臣の認めるもの。 ○初任者研修運営委員会費 運営委員会に必要な旅費、諸謝金、会議費、借損料、雑役務費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費等で文部科学大臣の認めるもの。 ○初任者研修資料等作成費 初任者研修資料等の作成に必要な印刷費等で文部科学大臣の認めるもの ○研究事業費 研究事業に必要な専任研究員の研究費、諸謝金、賃金、旅費等で文部科学大臣の認めるもの 	配分された補助対象経費の10%を超えない範囲内で変更する場合	目的を変更しない限度での変更でかつ補助金の額に影響を及ぼさない範囲内での変更をする場合
	一般研究事業等 研究事業	<p>研究事業費</p> <p>研究事業に必要な専任研究員及び委託研究員の研究費、諸謝金、賃金、旅費並びに刊行費等で文部科学大臣の認めるもの</p>		
	設備充実事業	<p>設備充実事業費</p> <p>研究研修に必要な設備費</p>	配分された補助対象経費の区分ごとに10%を超えない範囲で変更する場合	設備費について補助金の額に影響を及ぼさない範囲内で品目数量以外の変更をする場合
一般財団法人職業教育・キャリア教育財団	専修学校教員研修事業	<p>専修学校教員研修事業費</p> <p>校長・教頭研修、指導教員研修、新任教員研修及び分野別教員研修に必要な諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、図書等購入費、印刷製本費及び消耗品費</p>	配分された補助対象経費の区分ごとに増額又は20%以内の減額をする場合	目的を変更しない限度で研修会の実施回数、派遣人員又は協力校数の30%以内の増減を行う場合
	専修学校教員国内派遣研修・研究事業	<p>専修学校教員国内派遣研修・研究事業費</p> <p>(国内派遣研修事業にあつては、派遣研修期間が原則として3カ月以上のものに限る。)</p> <p>派遣先の大学、企業等において要する受講料、教材費、実験実習費等派遣研修に必要な経費並びに研究事業に必要な研究費、諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、図書等購入費、印刷製本費、消耗品費及び研修用装置等借料</p>		
	専修学校教育内容等改善研究協力校事業	<p>専修学校教育内容等改善研究協力校事業費</p> <p>研究協力校及び指導委員会に必要な諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、図書等購入費、印刷製本費及び消耗品費</p>		
	専修学校教員研究協議会事業	<p>専修学校教員研究協議会事業費</p> <p>教科内容及び指導方法等に関する研究協議会に必要な諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、図書等購入費、印刷製本費及び消耗品費</p>		
専修学校情報処理教育担当教員研修事業	<p>専修学校情報処理教育担当教員研修事業費</p> <p>情報処理教育の指導方法に関する研修プログラムの策定に必要な諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、図書等購入費、印刷製本費、消耗品費及び研修用装置等借料</p>			

理 事 長 ・ 学 校 長 殿

(一財) 職業教育・キャリア教育財団
理事長 福 田 益 和
全国専修学校各種学校総連合会
全 国 専 門 学 校 協 会
会 長 福 田 益 和

公
印
省
略

**令和 3 年度 文部科学省教育研修活動費補助事業
「管理者研修会」開催（オンライン配信）のご案内**

時下ますます校務ご繁忙のことと拝察申し上げます。

さて、一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団では、例年、学校経営その他運営等の一助となる情報を伝達し、専修学校教育の振興・充実を図ることを目的に標記研修会を実施しております。この度、本年度の日程と内容が決定いたしましたので、急ぎご案内申し上げます。実施要項のとおり、今年度は 1 2 月 3 日にオンライン配信（ZOOM ウェビナーを使用）いたします。配信した内容については、T C E 財団の都道府県支部の専修学校会員校にデータをダウンロードできるようにいたします。

研修会の前半は「専門学校への期待」（地方創生の枠組み活用に向けて）についてです。将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正という日本が直面する大きな課題に対応するため、平成 2 6 年に『まち・ひと・しごと創生本部』が発足しました。その後、国では、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、各地方公共団体では地方版総合戦略を策定するとともに、関係交付金が国から地方公共団体に交付される等地方創生関連事業が進展しています。本研修では、前職が内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局であった山下文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長から、地方創生の意義や取組み、地方公共団体と専門学校の関係構築に向けた展望等についてご講演いただきます。

研修会の後半は、「専門学校をとりまく法律の改正と展望」についてです。障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 2 5 年 6 月に制定されました。令和 3 年 5 月に改正された同法で、民間事業者の合理的配慮が努力義務から義務化され、学校のバリアフリー化等より一層の対策強化が求められることになりました。このように、近年の社会情勢の変化等に伴い改正された民法や著作権法等、専門学校に関連する改正施行された、あるいは施行される法律の内容と対応等について、新樹法律事務所の丸山隆弁護士にご講演いただきます。

各テーマとも、専門学校の教育活動及び学校運営において大変重要な主題となりますので、実施要項をご確認の上、是非、ご覧いただきますようお願い申し上げます。視聴をご希望される方は、受講申込書に必要事項をご記入の上、申込期日までにファクシミリにてお申し込みください。

[お問い合わせ・お申し込み先]

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 総務課
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 11 階
TEL : 03(3230)4814 FAX : 03(3230)2688

令和3年度「管理者研修会」(オンライン配信) 実施要項

- 【主催】 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 (TCE財団)
全国専修学校各種学校総連合会・全国専門学校協会
- 【日時】 令和3年12月3日(金) 14:00~16:00
- 【対象】 専修学校の学校運営責任者 等
- 【定員】 150名(先着順)
※定員になり次第、申込締め切りとなります。満席時にはTCE財団ホームページ
(<https://www.sgec.or.jp>)でお知らせします。
※1校につき2名(2メールアドレス)までのお申込みになります。
- 【申込期限】 11月26日(金)
- 【申込方法】 同封の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、ファクシミリにてお申し込みください。
⇒FAX送信先 : 03(3230)2688
一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 (TCE財団) 事務局 総務課宛
- 【受講料】 ◆TCE財団の都道府県支部の専修学校会員校…無料
◆上記以外の専修学校…1名: 1,000円
※自校が会員校かどうか不明な場合はお電話ください。
03(3230)4814 (一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 総務課)
※「TCE財団の都道府県支部」は、TCE財団ホームページの「名簿等」にてご確認
ください。
※開催日前日までに下記口座へお振り込みください。

みずほ銀行 九段支店(普通) 2386904 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 (振込手数料は貴校にてご負担ください。)

※ZOOM ウェビナーを使用して配信いたします。配信用のZOOM URL等のご連絡は、申込書にご記入いただいた受講者メールアドレス宛に後日お送りいたします。

※TCE財団の都道府県支部の専修学校会員校へは、配信した内容をダウンロードできるようにいたします。

令和3年度 管理者研修会 タイムテーブル（予定）

◆開催日 令和3年12月3日（金）14：00～16：00

◆主催 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団
全国専修学校各種学校総連合会・全国専門学校協会

予定時間	テーマ（仮題）及び講師（敬称略）
13：45	受付
14：00	開会 開会あいさつ
14：05～ 15：05	「専門学校への期待」（地方創生の枠組み活用に向けて） 文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 課長 山下 洋
15：05～ 15：55	「専門学校をとりまく法律の改正と展望」 新樹法律事務所 弁護士 丸山 隆
16：00	閉会

※事情により変更となる場合があります。実施要項やタイムテーブルなどに変更が生じた場合はTCE財団ホームページ（<https://www.sgec.or.jp>）上でお知らせします。

令和3年 月 日

令和3年度 管理者研修会 受講申込書

<申込期限：11月26日（金）必着>

* 1校につき2名までのお申込みとさせていただきます。

都道府県名 _____

学 校 名 _____

申込担当者 氏 名 _____

e-mail _____ @ _____

電 話 番 号 _____ — _____ — FAX 番 号 _____ — _____

受講者氏名① _____

e-mail _____ @ _____

受講者氏名② _____

e-mail _____ @ _____

受講料単価 [] 無 料 …TCE財団の都道府県支部の専修学校会員校

[] (1名) 1,000円…上記以外の専修学校

※↑どちらか該当されるほうに○印をお書きください。

※↓会員校の場合は以下については未記入をお願いします。

受講料総額 [1,000円 ・ 2,000円]

※受講料はお申込の学校名にてお振込ください。法人名にてお振込の場合は、法人名をご記入ください。[法人名： _____]

振込予定日 令和3年 月 日

ご利用銀行 _____ 銀行 _____ 本・支店より

(振込手数料は貴校にてご負担ください)

※ご提供いただいた個人情報は、講師に渡す受講者名簿、研修会時の受付、アンケートのご質問等に対するご回答にのみ利用させていただきます。

【お申込先】(送付状は不要です。本紙のみお送りください。)

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 事務局 総務課

FAX : 03 (3230) 2688

令和3年度 文部科学省教育研修活動費補助事業
「管理者研修会」(オンライン配信)タイムテーブル

◆開催日・会場 : 令和3年12月3日(金) 東京・アルカディア市ヶ谷

◆主 催 : 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団
全国専修学校各種学校総連合会・全国専門学校協会

予定時間	テーマ及び講師(敬称略)
13:45	受付
14:00	開会 開会あいさつ
14:05～ 15:05	「専門学校への期待」(地方創生の枠組み活用に向けて) 文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 課長 山下 洋
15:05～ 15:55	「専門学校をとりまく法律の改正と展望」 新樹法律事務所 弁護士 丸山 隆
16:00	閉会